

東灘処理場
汚泥処理施設改築更新等事業

バイオマス受入事業契約書（案）
（維持管理・運營業務）
（修正版）

令和3年12月

神 戸 市

東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業
バイオマス受入事業契約書（案）
（維持管理・運營業務）

事業名	東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 バイオマス受入事業（維持管理・運營業務）	
事業場所	神戸市東灘区魚崎浜町 43-3（本場） 神戸市東灘区魚崎南町 2 丁目 1-23（管理本館）	
事業期間	維持管理・運営期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 26 年 3 月 31 日	
使用料	バイオマス受入 設備使用料	●円/月 （うち消費税及び地方消費税の税額●円/月）
処分料	バイオマス分の 処分料	●円/m ³ （うち消費税及び地方消費税の税額●円/m ³ ）

この事業について、発注者である「神戸市」（以下「甲」という。）とバイオマス受入事業者である「〇〇〇〇〇〇〇」（以下「乙」という。）とは、次の条項によって、事業契約（維持管理・運營業務）（以下「本契約」という。）を締結する。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者双方記入押印のうえ各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号
神戸市
代表者 神戸市長 印

乙 [所在地]
[氏名] 印

第1章 用語の定義

(用語の定義)

第1条 本契約における用語の定義は、本文中において特に明示されるものを除き、次の各号のとおりとする。また、本契約において定義されていない用語については、要求水準書又は基本契約に定義された意味を有する。

- (1) 「基本契約」とは、甲及び優先交渉権者の間で締結された令和●年●月●日付東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業に関する基本契約書（その後の変更及び修正を含む。）をいう。
- (2) 「工事請負契約」とは、甲及び優先交渉権者の間で締結された令和●年●月●日付東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業に関する工事請負契約書（汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備（撤去））（その後の変更及び修正を含む。）をいう。
- (3) 「バイオマス受入設備」とは、工事請負事業者が、甲と工事請負事業者の間で締結した工事請負契約に基づき施工し、甲に対して引渡した設備をいう。
- (4) 「要求水準書」とは、本事業の公告において甲が公表した要求水準書及びこれに対する質問回答をいう。
- (5) 「募集要項」とは、本事業の公告において甲が公表した募集要項及びこれに対する質問回答をいう。
- (6) 「要求水準書等」とは、本事業の公告において甲が公表した要求水準書及び募集要項をいう。
- (7) 「提案図書」とは、本事業の応募に際し、乙その他の優先交渉権者が甲に提出した技術提案書一式をいう。
- (8) 「設計成果物」とは、工事目的物の施工に係る設計業務の成果物又はそれらの一部をいう。
- (9) 「前提条件書等」とは、設計業務委託契約第44条に基づき作成された書類（甲乙の協議により、別途定めた仕様書を含む。）をいう。
- (10) 「契約関係書類」とは、要求水準書等、前提条件書、設計成果物、提案図書の総称をいう。
- (11) 「使用料」とは、乙が第25条に従って甲に支払うバイオマス受入設備の使用料をいう。
- (12) 「処分料」とは、乙が第25条に従って甲に支払う汚泥脱水設備及び汚泥焼却設備で処分することに対する処分料をいい、処分料の対象はバイオマス分のみとする。

第2章 総則

(総則)

第2条 本契約は、乙が契約関係書類に従って、バイオマス受入事業を円滑に実施するため、維持管理・運營業務に必要な事項を定めることを目的とする。

(契約関係書類の適用関係)

第3条 甲及び乙は、本契約とともに、基本契約、前提条件書等、要求水準書等、提案図書に定める事項が適用されることを確認する。

2 基本契約、本契約、前提条件書等、要求水準書等、提案図書との間に齟齬がある場合、基本契約、本契約、前提条件書等、要求水準書等、提案図書の順にその解釈が優先する。ただし、提案図書の内容が要求水準書等で示された水準を超えている場合には、当該部分については、提案図書が要求水準書に優先する。

(バイオマス受入設備の維持管理及び運營業務)

第4条 甲は、次条に示す維持管理・運營業務期間中、契約関係書類に従い、自己の費用及び責任で、バイオマス受入設備を所定の機能及び性能が正常に発揮される状態に維持し、外部バイオマスを受入れる事業を行うことを目的として、バイオマス受入事業の維持管理及び運營業務（以下「本業務」という。）を行わなければならない。

2 維持管理・運營業務の履行にあたり乙が達成しなければならない最低限の水準は、要求水準書等（ただし、提案図書における水準が要求水準書に定める水準より高い場合は、提案図書。）及び前提条件書等（以下「要求水準・前提条件書等」という。）に定めるとおりとする。

3 乙は、本契約、要求水準・前提条件書等に特別の定めがある場合、又は甲と乙との別段の協議が成立している場合を除き、維持管理・運營業務を実施するために必要な一切の手段をその責任において定める。

4 乙は、工事請負事業者が実施するバイオマス受入設備の試運転及び性能試験において、必要な協力を行う。

(維持管理・運營業務期間)

第5条 本業務の維持管理・運營業務期間は、令和8年4月1日（以下「維持管理・運營業務開始予定日」という。）から業務開始し、令和26年3月31日までの18年間とする。

2 乙は、業務開始までに維持管理・運営に必要な産業廃棄物処分量の許可を有していること。

(善管注意義務)

第6条 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、本契約、契約関係図書の各規定により、本業務を実施しなければならない。

(法令等の遵守)

第7条 乙は、本業務を実施するに当たり、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

(費用負担及び乙の資金調達)

第8条 乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本業務の実施に必要な一切の費用(光熱水費を含む。)を負担し、本業務を実施するに当たり必要な資金調達を全て自己の責任において行わなければならない。

(乙の収入)

第9条 本契約に基づき乙が実施する運營業務により得られる運営収入は、全て乙の収入とする。

(本業務に係る許認可及び届出)

第10条 乙は、本業務に関する本契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得及び届出を自己の費用及び責任において行わなければならない。

2 甲は、乙の要請があった場合は、前項の乙の許認可の取得及び届出のために必要な協力を行う。

3 乙は、甲の要請があった場合は、本業務に関する甲の許認可の取得及び届出のために必要な協力を行う。

(乙による維持管理及び運營業務実施体制の整備)

第11条 乙は、維持管理・運營業務開始予定日までに、本業務の実施のために必要な一切の準備を完了し、かつ、甲に対しその旨を報告しなければならない。

2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、乙の業務実施体制を確認し、乙は、その確認に協力する。当該確認の結果、乙により契約関係書類に従った業務実施体制が整備されていない場合は、甲は、乙に対しその是正を求めることができる。

3 乙は、第1項に基づく準備の完了及び前項に基づく甲の確認が完了するまでは、本業務を開始してはならない(本契約に基づき乙が本業務を開始した日を「維持管理・運営開始日」という。)

(本業務開始の遅延)

第12条 本業務の開始が、維持管理・運營業務開始予定日より遅延した場合、甲及び乙は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより責任を負うものとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事由による場合、遅延日数に応じて乙が実際に負担した追加的経費の額から乙が出費を免れた経費の額を控除して得られる金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を甲が乙に対して支払う。

(2) 乙の責めに帰すべき事由による場合、遅延日数に応じて、延滞1日につき、年間当たり使用料の総額の1,000分の1に相当する額を遅延損害金として乙が甲に対して支払う。

2 甲が乙に対し本業務開始に係る遅延期間につき支払うべき金額は、前項に規定する金額に限る。

(本業務に伴う近隣対応及び対策)

第13条 乙は、本業務に関して必要な近隣対応及び対策を自己の費用及び責任で実施しなければならない。

2 甲は、乙からの要請があった場合、前項に規定する乙による近隣対応及び対策に対し必要な協力を行う。

第3章 本業務に関する提出書類及びモニタリング

(業務計画書等)

第14条 乙は、要求水準書等に定めるとおり、維持管理・運營業務期間全体の事業計画書(以下「事業計画書」という。)、令和8年度の業務履行年間計画書(以下「業務履行年間計画書」という。)及び令和8年4月分の月間業務計画書(以下「月間業務計画書」といい、事業計画書、業務履行年間計画書及び月間業務計画書を個別に又は総称して「業務計画書等」という。)を維持管理・運営開始日の14日前までに完成させ、甲に提出し、維持管理・業務開始予定日までに甲の承諾を得なければならない。

2 乙は、要求水準書等に定めるとおり、令和9年度以降毎年度、各年度の業務履行年間計画書を計画対象年度の前年度の3月末日までに完成させ、甲に提出し、当該業務履行年間計画書の計画対象年度が開始する前に甲の承諾を得なければならない。

3 乙は、令和8年5月以降毎月、各月の月間業務計画書を計画対象月の前月の14日までに完成させ、甲に提出し、当該月間業務計画書の計画対象月が開始する前に甲の承諾を得なければならない。

4 乙は、業務計画書等を変更しようとする場合には、予め、変更内容について甲の確認を

得なければならない。ただし、業務計画書等に関する軽微な変更については、当該変更が生じた月の翌月の月間業務計画書に記載し、当該月間業務計画書の内容の確認を得ることで足りる。

- 5 前項の定めるところに従って作成される業務計画書等の内容は、契約関係書類に定めるとおりとする。
- 6 甲は、業務計画書等の承諾又はその変更の承諾を行ったことそれ自体を理由として、本業務の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

(業務完了報告書)

第15条 乙は、要求水準書等に定めるとおり、本業務の履行状況に関し、次の各号所定の月報、年報、契約業務完了報告書（以下「業務完了報告書」という。）を作成し、当該各号所定の提出期限までに、甲に提出することにより、本業務の報告を甲に対して行う。

- (1) 月報：翌月の10営業日以内
- (2) 年報：年度終了後14日以内
- (3) 契約業務完了報告書：維持管理・運營業務期間完了後14日以内

- 2 前項の定めるところに従って甲に提出される業務完了報告書の記載内容は、要求水準書等に定める内容の他は、甲と乙の協議の上で決定する。
- 3 乙は、甲の求めがあるときは、業務完了報告書を含むその他の書類（未提出のものを含む。）を甲の閲覧又は謄写に供しなければならない。
- 4 甲は、業務報告書その他提出された書類の内容に疑義があると認める場合、その他必要と判断した場合において、乙に説明、追加の資料の提出、そのほか改善措置を求めることができる。

(その他の計画書及び報告書)

第16条 乙は、前二条に定めるもののほか、要求水準書等に定めるところに従い、計画書及び報告書を作成して甲に提出し、保管しなければならない。

(免責の否定等)

第17条 乙は、本契約及び要求水準書等に基づき作成した計画書に従い、本業務を実施する。ただし、乙は、本業務を実施した結果、要求水準書等（ただし、提案図書における水準が要求水準書に定める水準より高い場合は、提案図書。）に定める水準（以下「要求性能水準」という。）に適合していないと認められる場合、本契約に従い作成した計画書に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

(本業務に対する甲によるモニタリング)

第18条 甲は、自己の費用で本業務の状況を確認し、乙による本業務が契約関係書類に定める性能又は要件等に適合しているかを確認するために、次のとおりモニタリングを実施する。ただし、乙に発生する費用は、乙が負担するものとする。

(1) 定期モニタリング 甲が、月に1回、乙から提出される業務完了報告書を検討するほか、現地巡回、業務監視、乙への説明要求等により業務遂行状況を確認するとともに、業務完了報告書記載事項の事実の確認を行う。ただし、甲は本業務状況に応じて、定期モニタリングを省略することができる。

(2) 随時モニタリング 業務完了報告書以外の甲の要請に応じて乙が提出した追加の資料の検討のほか、前号と同様の内容のモニタリングを随時行う。

2 甲は、前項のモニタリングの実施の際に、乙に事前に通知することにより、本業務の状況について、説明及び立会いを要求することができるものとし、乙は、甲からのその要求に対し協力するものとする。

3 甲は、第1項のモニタリングの結果、乙による業務の実施状況について、契約関係図書で規定する要求性能水準に適合していないと認められる場合（これらの場合を以下「要求性能水準未達」という。）には、甲は、乙に対し改善勧告、改善・復旧計画書の提出を要求ことができ、乙はかかる計画書に従って必要な改善措置を講じる。再度の改善勧告に対して乙が定められた対応をしない場合には、甲は契約等を解除することができる。

4 乙は、工事請負契約にかかるバイオマス受入設備の完成検査が完了した日から3年が経過するまでの期間に契約関係図書で規定する要求性能水準未達が発生した場合、前項に基づくバイオマス受入設備について必要な改善措置を講じる義務について、連帯して負担する。

5 乙は、要求性能水準未達が発生した原因が、工事請負事業者のバイオマス受入設備の施工等の義務違反によるのか、又は乙の義務の不履行によるか判別できないこと理由として、前項に定める義務の負担を免れることはできない。

6 要求性能水準未達が発生した原因が、維持管理・運営業務開始日後に発生した不可抗力（バイオマス受入設備について、契約関係書類及び設計図書等の内容との間で不一致又は矛盾があることは含まれない。）又は乙以外の者の責めに帰すべき事由によることを、乙が明らかにした場合には、第3項の規定は適用しない。

第4章 業務の変更等

(本業務の変更)

第19条 甲が乙に対して本業務の内容の変更を請求した場合は、甲及び乙は、協議により

当該変更の当否を決定するものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が当該変更の当否を決定するものとし、乙は、これに従わなければならない。

2 乙が、乙の責めに帰すことのできない事由により、甲に対して本業務の内容の変更を請求した場合には、甲及び乙は、協議により当該変更の当否を決定するものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が当該変更の当否を決定するものとし、乙は、これに従わなければならない。

3 前2項に規定する本業務内容の変更により本業務に係る費用が増加する場合、当該増加費用については、甲の責めに帰すべき事由に基づく場合には、甲が負担し、乙の責めに帰すべき事由に基づく場合には、乙が負担する。なお、当該設計変更が、不可抗力又は法令変更を原因とする場合は、当該設計変更の費用及び変更による追加費用の負担については、第34条又は第37条に従う。

(本業務の一時中止)

第20条 甲は、必要があると認める場合は、乙に対し本業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 前項の場合において、甲が、必要があると認めるときは、本業務の内容を変更することができる。甲は、乙の責めに帰すべき事由による場合を除き、本業務の一時中止に伴う増加費用及び乙に生じた損害額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額を負担するものとする。

(業務に係る乙の提案(技術革新))

第21条 乙は、契約関係図書について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して当該発見又は発案に基づき契約関係図書の変更を提案することができる。

2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、内容を検討し、承諾又は不承諾の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、甲に承諾された場合、改良工事、運転の変更等を乙の負担にて行い、その概要を甲に報告しなければならない。

第5章 損害の発生等

(本業務により第三者等に及ぼした損害)

第22条 乙は、本業務に関し、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与

えた場合には、甲又は第三者が被った損害を賠償するものとする。

第6章 維持管理及び運営業務の契約保証

(維持管理及び運営業務の契約保証)

第23条 乙は、本業務の契約保証として、維持管理・運営開始日までに、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。この場合において、付された保証が第3号から第5号までのいずれかのときにおいては、乙が別途定める保証又は履行保証保険契約を締結した後、直ちにその保証証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 本業務に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実に認める金融機関等の保証
- (4) 本業務に係る債務の履行を保証する証券に基づく保証
- (5) 本業務に係る債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額は、バイオマス受入事業期間中に支払う使用料に相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証保険契約を締結したときは、契約保証金の納付を免除するものとする。

4 契約保証金は、バイオマス受入設備の維持管理及び運営業務の事業期間終了後速やかに還付するものとする。なお、利息等の付与は行わないものとする。

5 履行保証保険契約の締結による契約保証金の免除を受ける場合には、履行保証保険契約の契約期間が本契約の期間に満たない場合においても、保険契約の終了前に更新した保険証券を本市に寄託し、本契約の終了まで同様とすることで、契約保証金の納付に代えることができるものとする。なお、かかる契約保証金の額は、契約金額を契約期間で除した額に履行保証保険契約年数を乗じた額の100分の10以上としなければならない。

第7章 使用料及び処分料

(使用料の納付)

第24条 甲は、事業期間中、バイオマス受入設備の使用を乙に許可する。乙は、本市によ

る当該許可のために、事業年度開始2か月前までに、甲に対して本契約に定めるバイオマス受入設備の行政財産使用許可について申請すること。

(使用料及び処分料の請求及び支払い)

第25条 甲は、前条の行政財産使用許可申請書の提出を受けて、乙に対しバイオマス受入設備の使用料の請求を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により甲からバイオマス受入設備の使用料の請求を受けた時は、甲に対し、請求を受けた日(請求書を受領した日)の翌日から30日以内(ただし、その最終日が金融機関の休業日の場合は翌営業日まで)にバイオマス受入設備の使用料を納入しなければならない。

3 乙は、甲からバイオマス分の処分料の請求を受けた時は、甲に対し、請求を受けた日(請求書を受領した日)の翌日から30日以内(ただし、その最終日が金融機関の休業日の場合は翌営業日まで)にバイオマス分の処分料を納入しなければならない。

(遅延利息)

第26条 乙は、前条に定める指定期日までにバイオマス受入設備使用料金及びバイオマス分の処分料を納付しない場合には、その翌日から納付した日までの日数に応じて、別途甲が定める「延滞金及び還付加算金の割合等の特例」に基づく年率の割合による金額を日割り計算した遅延損害金を付して甲に支払わなければならない。

第8章 契約の終了

(業務の引継ぎ等)

第27条 乙は、本契約の終了に際し、甲が指定するものに対し、自己の費用で本業務の引継ぎ等を行わなければならない。この場合、乙は、甲の要請があるときは、本契約の終了日まで(契約解除の場合には、本契約の終了日後を含む。)の甲が必要と認める期間において、甲又は甲が指定するものに対し、自己の費用でバイオマス受入設備の維持管理・運営に必要な技術指導を行う。

(引渡し義務)

第28条 乙は、本契約の終了までに、かかる終了時において引き続き1年間は設備の更新及び経年劣化による修繕を要することない状態にて、甲にバイオマス受入設備を引き渡さなければならない。

2 本契約の終了後から1年の間にバイオマス受入設備について、設備の更新及び経年劣化による修繕が必要になった場合、甲はその選択により、①乙に乙の費用による改善等必要な対応を請求し、又は②これによって生じた損害の賠償を乙に対して請求し、③若しくはその両方を請求することができる。

(甲による本契約の終了)

第29条 維持管理・運営開始日前に、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、甲は、乙に対し書面で通知することにより、本契約の全部を解除して終了することができるものとする。

(1) 乙が第5条第1項に示す維持管理・運營業務開始日を経過したにもかかわらず、本業務に着手せず、相当の期間を定めて甲が催告しても、着手しないことについて、乙から甲が納得できる程度の合理的な説明がなされないとき。

2 維持管理・運営開始日前後を問わず、次の各号に掲げる事由のいずれかが該当する場合は、甲は、書面により事業者に通知することにより、本契約の全部を解除することができる。

(1) 乙が、破産、会社更生、民事再生、特別清算及び今後制定される倒産に関する法律に基づく手続その他これらに類する法的倒産手続について、乙の取締役会等でその申立てを決議したとき又は乙の取締役等を含む第三者によってその申立てがなされたとき。

(2) 乙が破産法に規定する支払不能又は支払停止の状態となったとき。

(3) 乙が故意又は過失により、業務完了報告書、財務書類等に著しい虚偽記載を行ったとき。

(4) 乙の責めに帰すべき事由により、本契約の履行が困難になったとき。

(5) 甲がコンソーシアム及び各構成企業と締結している基本契約、本工事請負契約（汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備（撤去））、維持管理業務委託契約（汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等）、消化ガス有効利用事業契約（施工業務、維持管理・運營業務）のいずれかが解除され又は終了したとき（ただし、本工事請負契約（汚泥処理設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備（撤去））の契約目的達成による終了を除く。）。

(6) 前各号に定めるほか、乙が本契約に違反し、乙の責めに帰すべき事由により、本契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(7) 第18条第1項に規定するモニタリングの実施の結果、乙の責めに帰すべき事由により、契約関係書類に定めた事業内容を達成することができないことが認められ、甲が改善勧告をしたにもかかわらず、改善勧告に対して乙が定められた対応を行わないとき。

(8) 乙の責めに帰すべき事由により、連続して30日以上又は1年間のうち100日以上、乙による維持管理及び運營業務が、第18条第1項に規定するモニタリングの実施の結

果、要求性能水準を満たしていないと認められる状況が存在したとき。

(9) 乙が、第24条に基づく使用料及び処分料を支払期限までに支払わず、甲が催告したにもかかわらず、当該催告の日から60日間を経過してもかかる支払がなされなかったとき。

3 前項の規定により本契約が解除された場合においては、乙は、本契約の残期間における使用料の総額の10分の1に相当する金額を違約金として、甲の指定する期間内に支払う義務を負う。

(乙による本契約の終了)

第30条 甲が本契約上の重要な義務に違反し、かつ、乙による催告後180日以内に当該違反を是正しない場合、乙は、甲に対し書面で通知することにより、本契約の全部を解除して、契約を終了することができるものとする。

(甲の公益上の事由による契約終了)

第31条 甲は、本事業の実施の必要が無くなった場合又はバイオマス受入設備の転用が必要となった場合には、乙に対し180日以上前に書面で通知することにより、本契約の全部を解除して終了させることができるものとする。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了)

第32条 法令変更又は不可抗力により、本事業の実施の継続が著しく困難若しくは不可能なとき又は本事業の実施に過大な費用を要すると認められる場合で甲及び乙との間の協議が整わないときは、甲は、本契約の全部を解除して終了させることができるものとする。

第9章 法令変更

(法令変更に係る通知の付与)

第33条 乙は、法令変更により、契約関係書類に従って本業務ができなくなった場合又はその実施に当たり多大な費用を要すると認められる場合、又は、そのおそれがあると認められる場合は、その内容の詳細を記載した書面により甲に対し通知しなければならない。

2 甲及び乙は、前項に規定する通知がなされた時点以降、本契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなった場合は、履行期日における義務が当該適用法令に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。この場合において、甲又は乙は、相

手方に生じる損害を最小限にするよう努力をしなければならない。

(法令変更に係る協議及び追加費用等の負担)

第34条 甲は、乙から前条第1項の規定による通知を受領したときは、直ちに、調査を行い、当該通知の内容が事実と合致しているか否かについて確認した上で、当該法令変更に対応するために、速やかに契約関係書類の変更及び必要な追加費用の負担等について、乙と協議するものとする。

2 前項の協議にかかわらず、新設又は改廃された法令の施行の日から30日以内に契約関係書類の変更及び必要な追加費用等の負担等についての合意が成立しない場合には、甲は、その対応方法を決定し、乙に通知し、乙は当該対応方法に従うものとする。

3 法令変更により、追加費用又は損害が発生した場合、当該追加費用又は損害の負担は、本事業に直接影響を及ぼす法令の変更並びに消費税及び地方消費税の変更に関するもの(税率の変更を含む。)のいずれかに該当する場合には甲が負担する。それ以外については乙が負担する。

第10章 公租公課

(公租公課の負担)

第35条 本契約に関連して生じる公租公課は、本契約に別段の定めがある場合を除き、全て乙の負担とし、甲は、本契約に関連して生じる公租公課を別途負担しないものとする。

第11章 不可抗力

(不可抗力に係る通知の付与)

第36条 乙は、不可抗力により、契約関係書類に従って本業務ができなくなった場合又はその実施に当たり多大な費用を要すると認められる場合、又はそのおそれがあると認められる場合は、その内容の詳細を記載した書面により甲に対し直ちに通知しなければならない。

2 前項の場合、甲及び乙は、不可抗力により履行できなくなった義務を免れるものとする。この場合には、甲又は乙は、相手方に生じる損害を最小限にするよう努力をしなければならない。

(不可抗力に係る協議及び追加費用等の負担)

第37条 甲は、乙から前条第1項の規定による通知を受領したときは、直ちに調査を行い、当該通知の内容が事実と合致しているか否かについて確認した上で、当該状況に対応するために、速やかに契約関係書類の変更並びに修繕及び必要な追加費用等の負担（以下「対応策等」という。）について、乙と協議するものとする。

（不可抗力への対応）

第38条 甲及び乙は協力して、前条第1項による対応策等が決定されるまでの間、不可抗力による本事業への影響を早期に除去し、損害を最小限に抑えるよう、適切な対応を行わなければならない。

第12章 その他

（契約上の地位の譲渡等）

第39条 乙は、事前に甲の書面による承諾がある場合を除き、本契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡又は担保に供するその他の処分をしてはならない。

（秘密保持）

第40条 甲及び乙は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密及び乙が本事業の実施を通じて知り得た情報を第三者に漏らし、かつ、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、甲及び乙が認めた場合又は甲若しくは乙が法令等若しくは監督官庁からの要請に基づき開示する場合は、この限りでない。

（準拠法）

第41条 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

（管轄裁判所）

第42条 本契約に起因する紛争に関する訴訟については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（疑義の決定）

第43条 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、甲及び乙が誠実に協議の上、これを決定するものとする。